



ふれあい
KORIYAMA
FIRE DEPT. 消防

119

2021年
(令和3年)

vol.2
(11月号)

予防救急 子どもの事故予防・ヒートショックの予防



火災ゼロNEWS

たき火と火災は紙一重！

つたえる予防ひろば

鳴りますか？住宅用火災警報器

火災ゼロ NEWS

今回は、「屋外での焼却行為」と「それに起因する火災」について、正しい情報をお送りします。
～ Let's study! ～

安全で安心な暮らしをサポート！
火災予防に関する様々な情報をお届けします。

いざ! 防災

— 使える防災情報コラム —

『屋外での焼却行為について』

屋外にて家庭や事業所などで発生したごみを燃やすことは、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康に悪影響を及ぼすほか、火災や大気汚染の原因となることから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2により、一部の例外を除き、**原則として禁止されています。**

一部の例外とは、

- ・河川の管理を行うため伐採した草木等の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害などの予防、応急対策や復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・正月のしめ縄や門松の焼却など風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・稲わら、畔の下草の焼却など、農業、林業または漁業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火やキャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却

とされていますが、どの場合においても、プラスチック製品などの環境に悪影響を与える廃棄物の焼却は禁止されています。

違反した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられます。

さらに、行為が法人の業務に関するものであるときは、行為者のほか、法人に3億円以下の罰金が科せられます。

たき火が原因で発生した大規模林野火災



たき火と火災は紙一重！

『それに起因する火災』

例外として認められている稲わらの焼却などであっても、風が強く空気が乾燥している時に行うと、周囲の下草に燃え移ったり、火の粉が飛んで山に燃え移ったりするなどの危険があります。また、そのような行為により火災が発生させた場合、「**重大な過失**」が認められる場合は、「**失火責任法**」により損害賠償が生じる事があります。

『たき火などが原因の火災』

実際に起きた火災事例を紹介します。

case.1



所有者が建物の近くで家庭ごみを焼却し、消さずに放置し自宅に戻ったところ、火の付いたごみが周囲の木材などに飛び火し火災となりました。この火災により、建物3棟と林野を焼損しました。

case.2



所有者が自宅敷地内の畑において、伐採した枝に火を付け焼却していたところ、火が風に煽られ、山林の枯れ草に飛び火し燃え広がり周囲に延焼しました。この火災により、所有者が顔面にやけどを負い、山林約78a(7,800㎡)を焼損しました。

case.3



土地の管理者が竹やぶの近くで枯れ枝を集め焼却していたところ、周囲の下草に延焼しました。管理者が慌てて足で踏んで消火しようと試みましたが火は消えず、衣服に着火して死亡しました。

秋から春先にかけて空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況になりますので、必要性を十分に検討した上で、真にやむを得ない場合を除き、たき火はやめましょう。

つたえる予防ひるば

鳴りますか？

本体交換の目安は設置から10年です！

住宅用火災警報器

すべての住宅に設置が義務付けられています。(すべての寝室と階段の上部)



「ついててよかった！」住宅用火災警報器

奏功事例

- ① 40代女性が自宅2階で乾燥機を使用し洗濯物を乾燥していたところ、住宅用火災警報器が鳴動しているのを隣室にいた夫が気づき様子を見に行ったところ煙が充満しており、見ると壁付コンセントから火が出ていた。すぐに消火して119番通報し事なきを得ました。
- ② 30代男性が自宅でたばこを吸い、その後外出したところ、留守宅内で灰皿内のたばこの吸殻がくすぶり発煙、住宅用火災警報器が鳴動し、警報音に隣の住民が気づき119番通報したため大事にはいりませんでした。
- ③ 50代女性が夕食を作るため、鍋を火にかけた後、食材が足りないことに気づき火を消さずにそのまま外出、鍋の内容物が焦げ白煙が充満し、住宅用火災警報器が鳴動しているのに気づいた隣の住民が119番通報したため、早期に消し止められればや火災ですみました。



設置から約10年が交換の目安!!

住宅用火災警報器は、電池の寿命や部品の劣化などにより設置から約10年が交換の目安とされています。電池切れや故障している住宅用火災警報器を使用し続けると、万が一火災が発生した時に正常に作動せず、火災の発見が遅れ、大切な命と財産を失う可能性があります。定期的な点検と、設置時期を確認し、10年が経過しているものは早めに交換しましょう。

※点検はボタンを押す、またはひもを引くだけです。

	平成18年 6月1日	平成23年 6月1日	平成28年 6月1日	令和3年 6月1日
新築住宅	義務		義務化から10年	
既存住宅		義務		義務化から10年

郡山地方広域消防組合管内における住宅用火災警報器の設置率は79.3%です。住宅用火災警報器が「ついててよかった！」という事例がたくさん報告されています。

未設置の住宅は早急に設置し、火災による被害を減らしましょう。

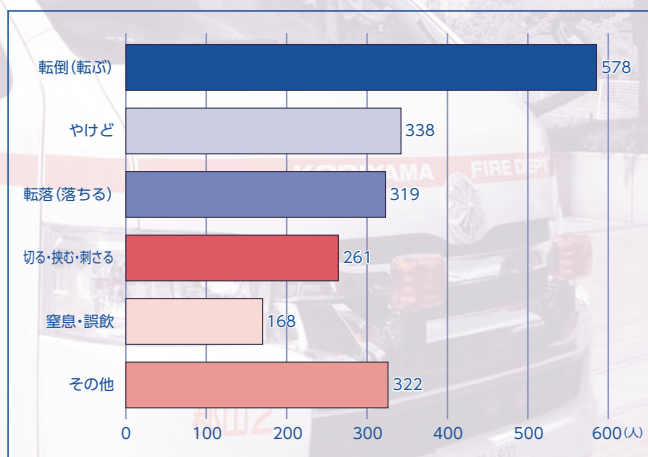
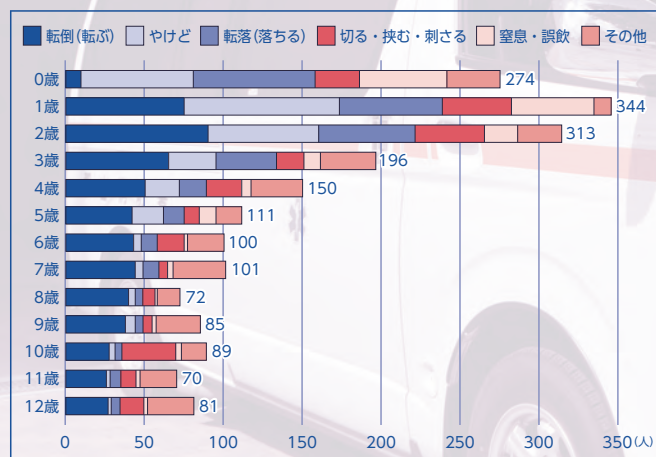
郡山消防
YouTube
チャンネル



子どもの事故を予防しよう！

郡山地方広域消防組合管内では、家庭内など身の回りで起きる事故により、0歳から12歳までの子どもが過去10年間(2011年～2020年)に約2,000人救急車で搬送されています。

内容別にみると最も多いのが「転倒」、次に「やけど」、「転落」と続きます。今回は、特に3歳以下の子どもに多く発生している「窒息・誤飲」についてお伝えします。



子どもの窒息・誤飲

郡山地方広域消防組合管内では、窒息や誤飲の事故により、毎年多くの子どもが救急搬送されています。

年齢別にみると、特に3歳以下で多く発生しています。子どもは、生後6か月頃から「物をつかむ」、つかんだら「口に入れる」というような行動が見られるようになります。トイレトペーパーの芯を通る大きさの物であれば、口の中に入れてしまい、飲み込んでしまうおそれがあるため、周りの大人の注意が必要です。

飲み込んでしまうもので多いのは**食品**が最も多く、その他には**玩具**、**タバコ**、**薬品**など様々です。

中でも、**ボタン電池**や**灯油**、**オイル類**は、身体の組織を破壊したり肺炎を引き起こす危険があります。

日頃から、何が危険なのかを知り、置き場などに注意しましょう。



救急搬送された事例

■パンをつまらせ・・・

自宅でパンを食べている最中につまらせ、白目をむき苦しんでいたため救急要請。
(1歳児・中等症)



■タバコの入った灰皿の水を・・・

居間のテーブル上の灰皿に入った水を飲んでしまったため救急要請。
(0歳児・中等症)



■ボタン電池の誤飲・・・

自宅で、ボタン電池を飲み込んでしまったため救急要請。
(0歳児・中等症)



事故防止のポイント

●食べ物は年齢に応じた大きさや形状にして食べさせる

成長段階に応じ、食べ物は適切な大きさに切る、つぶすなどして食べさせましょう。歩きながらや寝ながら食べさせることはやめましょう。

●部屋の整理整頓を心がける

子どもがゴミや玩具を飲み込まないように、日頃から部屋の整理整頓を心がげましょう。

●薬、電池、タバコなどは、子どもの目に触れない場所にしておく。

家の中は、子どもの目線の高さで危険がないかなど確認しましょう。



※中等症とは、生命に危険はないが、入院が必要なもの

窒息や誤飲が疑われるときは、すぐに病院を受診するか119番で救急車を呼んでください!!

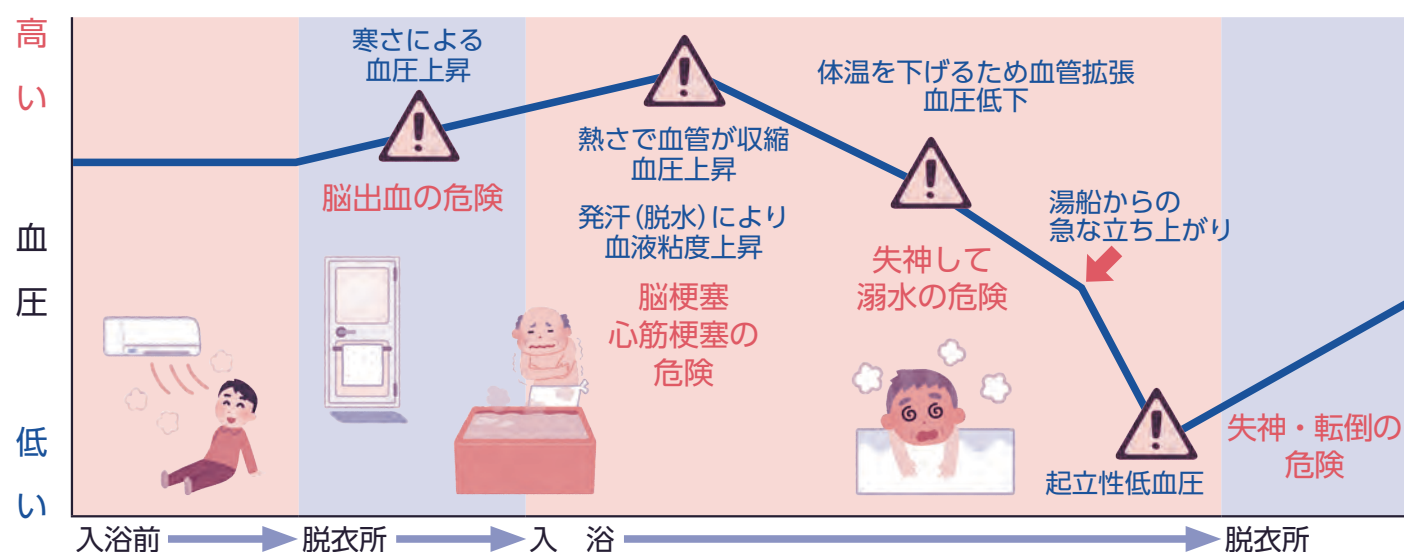
秋から冬にかけての入浴中の事故 ヒートショックに気をつけよう！

ヒートショックとは、暖かい部屋から寒い部屋への移動など温度の急激な変化が身体に与える影響の事です。気温が低下する秋から冬にかけての入浴中の事故は、このヒートショックによって血圧が大きく変動することが要因の一つとされています。消費者庁によると、近年、高齢者の入浴中の事故が増加傾向にあります。

下の図は寒い時季の入浴によって、血圧がどのように変化するかを示しています。

暖かい部屋から脱衣所へ移動すると、寒さで血管が縮んで血圧が上昇します。さらに急激に熱いお湯に浸かることで反射が起こりさらに血圧が上昇します。

その後は、身体が温まって体温を下げるために血管が広がり、血圧が低下します。浴槽から急に立ち上がると、さらに血圧が下がって失神することがあり溺れたり転倒のリスクがあります。



特に注意が必要なのはどんな人？

- 65歳以上の高齢者 ●高血圧の人 ●動脈硬化のある人 ●肥満気味の人
- 飲酒後に入浴する習慣がある人 ●熱いお風呂が好きな人 など

ヒートショック予防のポイント

①部屋の温度差を小さくする



②お風呂のお湯は41℃以下で

③かけ湯やシャワーで
ゆっくり身体を暖める



④浴槽から急に立ち上がらない

⑤飲酒後は
入浴しない



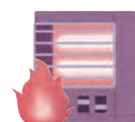
⑥入浴前後に
水分補給



⑦入浴時は家族へ
ひと声かける



脱衣所を電気ストーブで温める際は、衣類等との接触や洗面台・タップの
定格容量(〇〇〇ワットまで)をよく確認し、火災を予防しましょう。



令和3年度
郡山地方広域消防組合人事行政の運営等の状況

郡山地方広域消防組合の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

① 採用に係る競争試験の結果

区 分	一次試験			二次試験		倍率	採用者
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者		
消防職員	206	172	47	36	17	10.1	16

(注) 令和2年度に実施した採用試験の結果と、その試験により令和3年度に採用した職員数です。

② 事由別退職者数

区 分	定年	勤奨	自己都合	死亡	懲戒	合計
消防職員	5	3	2	0	0	10

(注) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに退職した職員数です。

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を計5回実施しました。

令和2年度における人事評価の実施状況

		対象者	実施済	未実施	未実施の事由
		人数	割合		
上期	人数	413	411	2	自己都合退職など
	割合	100%	99.5%	0.5%	
下期	人数	411	409	2	自己都合退職 療養休暇など
	割合	100%	99.5%	0.5%	

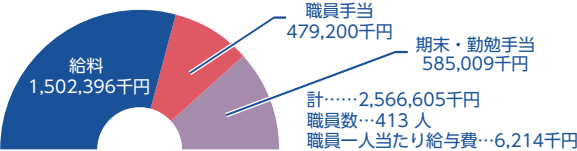
3 職員の給与の状況

(1) 総 括

① 令和2年度の人件費の状況(令和2年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 管内人口(※3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
383,858人	4,658,324千円	76,392千円	3,302,408千円	70.9%

② 令和2年度職員給与費決算(一般会計)



(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
消 防 職	36.5歳	304,873円	333,671円

(注)「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。「平均給与月額」とは、諸手当を含んだ平均です。

② 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	郡山地方広域消防組合	国 の 制 度 公 安 職
消 防 職	173,500円	169,900円

③ 職員の経験年数別・平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消 防 職	279,819円	306,814円	340,557円

(3) 消防職の級別職員等の状況(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	消防士	115人	27.4%
2級	副主査	113人	27.0%
3級	主査	97人	23.2%
4級	係長・主任	39人	9.3%
5級	課長補佐・主任主査	30人	7.2%
6級	課長・主幹・副署長	21人	5.0%
7級	次長・参事・署長	3人	0.7%
8級※	消防長・参与	1人	0.2%

(注) 郡山地方広域消防組合給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
※行政職

(2) 職員数の推移

① 部門別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	職員数		対前年 増減数
	R 3	R 2	
消防職員	419	413	6

② 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	6	53	51	49	67	43	24	45	20	25	36	0	419

(注) 職員数は一般職(会計年度任用職員を除く)に属する職員数です。

(4) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当、退職手当(令和3年4月1日現在)

住民基本台帳人口

管内人口 (R3.3.31現在)

歳出額

A

実質収支

人件費

B

人件費率

B/A

383,858人

4,658,324千円

76,392千円

3,302,408千円

70.9%

② 令和2年度職員給与費決算 (一般会計)

給料

1,502,396千円

職員手当

479,200千円

期末・勤勉手当

585,009千円

計……2,566,605千円

職員数…413人

職員一人当たり給与費…6,214千円

② 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
消 防 職	36.5歳	304,873円	333,671円

(注)「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。「平均給与月額」とは、諸手当を含んだ平均です。

② 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	郡山地方広域消防組合	国 の 制 度
		公 安 職

区 分	郡山地方広域消防組合			
期末・ 勤勉手当	支給率	期末	勤勉	計
	6月期	1.25月分	0.95月分	2.20月分
	12月期	1.25月分	0.95月分	2.20月分
	計	2.5月分	1.90月分	4.40月分
	職制上の段階、 職務の等級に よる加算措置	有		
		国		
	支給率	期末	勤勉	計
	6月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分
	12月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分
	計	2.55月分	1.90月分	4.45月分
職制上の段階、 職務の等級に よる加算措置	有			
退職手当	支給率	自己都合	勤奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度	47.709月分	47.709月分	

(注) 期末・勤勉手当の支給率は一般の職員の場合の支給率です。

② 特殊勤務手当

区 分	郡山地方広域消防組合
支給実績(R2年度決算)	25,367千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R2年度決算)	61,423円
職員全体に占める手当支給職員の 割合(R2年度)	100.0%
手当の種類(手当数)	8種類
手当の参考例	救急業務従事職員の手当
	火災防ぎょ等業務従事職員の手当
	隔日勤務従事職員の手当

(注) 手当の種類、名称は令和2年4月1日現在のものです。

③ 時間外勤務手当

支給実績(R2年度決算)	122,597千円
職員1人当たり平均支給年額(R2年度決算)	340千円
支給実績(R元年度決算)	139,262千円
職員1人当たり平均支給年額(R元年度決算)	379千円

④ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	
扶養手当	配偶者	消防職給料表7級以下であるもの 6,500円 行政職給料表8級であるもの 3,500円
	子	10,000円
	父母等	消防職給料表7級以下であるもの 6,500円 行政職給料表8級であるもの 3,500円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度までの子(1人につき・加算額)	5,000円
	住居手当	借家・借間 上限 28,000円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額ただし51,000円を超えた部分は1/2を51,000円に加算した額
	交通用具利用者	通勤距離による 月額2,000円~40,700円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員(課長補佐相当職以上)に支給	55,200円~96,500円

4 職員の勤務条件の状況

(1) 休暇に関する事項

1年において20日の範囲内で付与され20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

職員の年次有給休暇使用状況

	R 2 A	R 1 B	増減 A-B
平均使用日数	12.7日	11.1日	1.6日
消化率	31.8%	27.8%	4%

(2) 育児休業について

育児休業等の取得状況

区 分	R 2	R 1	増減
6月以下	0	1	-1
6月超え1年以下	0	0	0
1年超え1年6月以下	0	0	0
1年6月超え2年以下	0	0	0
2年超え2年6月以下	0	0	0
2年6月超え	0	0	0
計	0	1	-1

(注)各年度内(4月1日~3月31日)における新規取得者のみの実績

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	1人	0人	0人	0人	1人

(2) 懲戒処分等の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	1人	1人	0人	0人	2人

6 職員の服務の状況

(1) 服務の根本基準

服務とは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員の服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。

(2) 服務規律の確保

本組合では、職員一人ひとりが常に服務上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとりえて、消防次長名による服務規律の確保に関する通達(依命通達)を全職員に対して行っています。

◆令和2年度における服務通達……3回

7 職員の退職管理の状況

(1) 再就職者による依頼など(働きかけ)の規制

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織などの職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為(契約、許認可など)をするようにまたはしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼などがあった場合、法第38条の2第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

なお、依頼などの内容が職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

また、課長職以上の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合には、再就職状況の届出を義務付けています。

◆ 届出・申請件数

- ①再就職者から依頼などを受けた場合の届出……該当なし
- ②再就職者による依頼などの承認申請……該当なし

(2) 再就職情報の届出・公表(令和3年3月31日退職者)

再就職先区分	営利企業	公益財団法人など	その他
届出・公表	2	0	0

8 職員の研修の状況

令和2年度における職員研修の実績

研修区分		受講者数
階層別研修	庁内研修	38人
	ふくしま自治研修センター	12人
	計	50人
専門研修	庁内研修	832人
派遣研修	消防大学校	4人
	福島県消防学校	45人
	研修機関等	3人
	計	52人
合 計		934人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

- 安全衛生管理体制
郡山地方広域消防組合職員安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生計画の実践に努めています。
- 福利厚生制度
郡山市互助会に加盟し、互助会の事業は、職員の会費事業と市、組合等の補助金事業とに費用区分して運営を実施しています。
職員親善スポーツ大会の開催、うねめ踊り流しへの参加などの事業を通じ、職員の健康の保持増進及び公務能率向上に資するための、福利厚生全般を実施しています。

(2) 公務(通勤)災害補償制度

地方公務員が公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

常勤職員の災害認定及び補償については、地方公務員災害補償基金福島県支部が実施しています。

- ・令和2年度公務(通勤)災害認定件数
公務災害……1件
通勤災害……1件

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況

- (令和2年度)
①係属事案……なし ②完結事案……なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

- (令和2年度)
①係属事案……なし ②完結事案……なし

11月9日は119番の日！ スマートフォン・携帯電話からの119番通報のポイント

近年スマートフォンや携帯電話からの119番通報が増加しています。

スマートフォン等は、通報者が今いる場所が固定電話等と比べて分からない場合が多く、発生場所を特定するのに時間がかかる傾向があります。スムーズな通報のためのポイントを確認しておきましょう。

ポイント1 通報時は、あわてず・はっきり・正確に。

まずは落ち着いて通報してください。はじめに「火事ですか？救急ですか？」とたずねます。救急の場合、必要な応急手当をお願いする場合があります。

ポイント2 近くの目標となる建物等を確認してください。

近くの住宅の表札、電柱、自動販売機などに住所が書かれていることがあります。

ポイント3 消防指令センターから折り返しの電話をかける場合があります。

通報後、消防隊や救急隊が到着するまでスマートフォンや携帯電話の電源を切らないようにしましょう。



火災の場合にたずねること

- 住所(近くの目標物・ビルの何階か)
- 何が燃えているか
- けが人はいるか など



救急の場合にたずねること

- 住所(近くの目標物・ビルの何階か)
- 誰がどうしたか
- 現在の状況・症状 など



令和3年度「火災予防・住宅用火災警報器」 絵画・ポスター、標語コンクール 最優秀作品決定!!

管内の皆さんから、絵画・ポスター716点、標語1,814点をご応募いただき、選考の結果、各部門の入賞作品が決定しました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

火災予防部門

『火のしまつ 「多分やった」は命取り』

田村市立船引南小学校 6年 吉田 月さん

住宅用火災警報器部門

『「かじです」としらせてくれる てんのこえ』

郡山市立富田東小学校 1年 佐藤 朋輝さん



火災予防部門

郡山市立郡山第四中学校

1年 先崎 美麗さん



住宅用火災警報器部門

郡山市立安積第一小学校

6年 安齋 隼翔さん



老朽化(廃)消火器回収のお知らせ

老朽化により腐食・変形している消火器は、破裂するなどのおそれがあり大変危険です。

下記の日時・場所で専門業者による回収を行いますので、処分をご希望の方はこの機会にご利用ください。

●日時：11月6日(土) 午前9時～正午

●場所：喜久田基幹分署、熱海分署、日和田分署、田村分署、安積分署、湖南分署、針生救急所
富久山行政センター、大槻ふれあいセンター、中央公民館、高瀬地域公民館
※ 田村市、三春町、小野町では、来年3月頃を予定しております。
※ 専門の業者が回収を行い、1本につき1,000円のリサイクル料がかかります。

